

第 I 章

70年のあゆみ(総論)

設立から法人認可まで

昭和 20 年～ 30 年代

仙台市社会福祉協議会の設立

社会福祉協議会の誕生

社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、第二次世界大戦後の混乱期の昭和 25 年、GHQ（連合国軍最高司令官総司令部）の政策により、民間の社会福祉活動の強化を図るために、全国及び都道府県単位で組織化されることになりました。昭和 26 年 1 月には中央社会福祉協議会（現在は全国社会福祉協議会）が設立され、12 月までには全ての都道府県で社協が設立しました。

市町村の社協については、昭和 26 年 6 月に施行された社会福祉事業法（現在は社会福祉法）には、その位置付けに関する規定はありませんでしたが、国内各地で急速に組織化が進められ、昭和 30 年頃には全国で 90% 以上の結成率となってきました。

仙台市社会福祉協議会の設立

仙台市社会福祉協議会（以下「本会」という。）は、全国的な市町村社協の組織化の動きの中で、比較的早い段階の昭和 26 年に**人格なき社団**として設立されました。

設立当時は、仙台市役所の民生局社会課内に事務局を置き、主な事務事業としては、低所得者階層の更生自立のための資金の貸付のほか各福祉団体（宮城県共同募金会仙台市支会、日赤宮城県支部仙台市地区、宮城県同胞援護会仙台市支会、仙台市連合遺族会、宮城県身体障害者福祉協会仙台市支会、宮城県精神薄弱児福祉協会仙台市支会、仙台市母子福祉会、宮城神社募金、靖国神社奉賛会等）の事務を担っていました。

当時の記録から、設立当時の財政規模を仙台市からの事業助成金（決算額）で見ると、次表のように推移しています。

| 年度 | 事業助成金（決算額） |
|----------|--------------------------------|
| 昭和 28 年度 | 15 万円 |
| 昭和 29 年度 | 45 万円（事業委託 25 万円、自立更生資金 20 万円） |
| 昭和 30 年度 | 40 万円（事業委託 30 万円、自立更生資金 10 万円） |
| 昭和 31 年度 | 35 万円（事業委託 28 万円、自立更生資金 7 万円） |
| 昭和 32 年度 | 35 万円（事業委託 30 万円、自立更生資金 5 万円） |

社会福祉法人の認可

社会福祉法人の認可申請に向けた動き

設立以来、本会は前述のように人格なき社団として歩んできましたが、市町村合併により仙台市の人口が40万人を超え、また、合併各地区では独自の地域福祉団体が結成される状況下においては、団体として十分な機能を果たすことが困難になってきました。

そうしたことから、「より民主的で真に市民の信頼にこたえる強力な総合組織体としての法人格をもつ新団体の設立」の要請が高まり、昭和34年7月に「社会福祉法人仙台市社会福祉協議会設立準備委員会」（以下「設立準備委員会」という。）が結成（委員は島野武市長ほか13名）され、同年9月7日に委員会が開催されました。



市役所内に設置された設立準備委員会事務所
昭和34年7月29日発行「河北新報」より

社会福祉法人設立と事務所所在地

設立準備委員会を経て、昭和34年11月30日付で社会福祉法人設立認可申請書を当時の渡邊良夫厚生大臣に提出し、同年12月18日付で社会福祉法人の設立認可を受け、仙台北部支庁への登記申請を経て、昭和35年2月16日に登記されました。法人設立時の基本財産は、旧仙台市社協の預貯金17万円と小林きくよ様からの寄附金8万円の合計25万円でした。

事務所は、法人設立時も仙台市役所内に置かれていましたが、定款上の事務所所在地を見ると、仙台市志波町一丁目48番地となっていました。これは、当時、市役所内の住所では不可とされていたため、便宜上、旧仙台市社協の会長代理・副会長であった大坂鷹司氏から無償で借用していた不動産の所在地としたものでした。

事務所所在地については、昭和38年11月に実際の所在地である仙台市役所（仙台市表小路10番地）に変更する定款変更を申請し、翌昭和39年1月31日付で認可されました。

心配ごと相談所の開設

本会では、設立以来、「母子福祉対策資金」等の貸付を行っていましたが、昭和35年3月には「社会福祉資金」の貸付を開始したほか、7月には「心配ごと相談所」の開設を決め、同年12月22日に開所しました。

相談所の相談員には7名の民生（児童）委員等を委嘱し、週に2回（月・木曜日）の午前10時から午後4時を定例相談日として、仙台市北保健所隣（当時の在日朝鮮人帰還申請受付所隣・住所は仙台市東三番町82）で相談を受け付けたほか、支所地域については巡回相談を行いました。



心配ごと相談所の相談風景
昭和53年7月1日発行「社協だより第21号」より

昭和 35 年の社協体制

【組織体制】(4月1日現在)

●役員、評議員

会長 1 名、副会長 2 名、理事 15 名、監事 3 名、評議員 57 名 (定員 70 名以内)

●会員の種類、会費の額、会員数

- ・社会福祉事業団体 (26 団体)
(社福) 庄慶会、(社福) 仙台市社会事業協会、(社福) 鉄道弘済会東北支部、(財団) 済生会病院：各 1,000 円、その他の団体：各 500 円
- ・社会福祉事業施設 (50 施設)
保育所、母子寮、引揚寮、母子住宅：各 300 円、その他の施設：各 300 円
- ・個人：100 円 (47 名及び民生委員全員)

●部会 (昭和 35 年 4 月 1 日施行の部会規程から)

事業別に相互の連絡を図り、事業運営に必要な専門事項について研究協議し、その対策を推進することを目的に、次の 4 つの部会を設置しました。

民生 (児童) 委員部会、母子福祉部会、身体障害者福祉部会、遺族援護部会

さらに、昭和 37 年には、新たに次の 6 つの部会が加わり、計 10 の部会構成となり、活動の充実が図られました。

保育部会、精神薄弱児部会、肢体不自由児部会、里親部会、社会福祉施設部会、老人福祉部会

【職員体制及び事務分担】(12月1日現在)

●職員体制 (仙台市職員 12 名、本会職員 2 名)

事務局長 1 名 (仙台市民生局長)、主事 5 名 (仙台市社会課長ほか 4 名)、書記 7 名 (仙台市社会課主事 6 名、本会職員 1 名)、臨時職員 1 名 (本会臨時職員)

●事務分担

| 職員体制 | 事務分担 |
|---------------------------|--|
| 仙台市社会課長、同庶務係長、同社会係長 (3 名) | 社協事務の指導監督及び連絡調整に関すること |
| 仙台市社会課嘱託職員 (2 名) | 世帯更生資金、医療費貸付資金に関すること、社会福祉資金貸付事務に関すること |
| 仙台市社会課主事 (7 名) | 日赤事務に関すること、児童福祉部会に関すること、遺族援護部会に関すること、民生 (児童) 委員部会に関すること、共同募金事務に関すること、母子福祉部会・奨学資金に関すること |
| 本会職員 (1 名) | 社協庶務に関すること、社協経理に関すること、世帯更生資金貸付事務に関すること |
| 本会臨時職員 (1 名) | 社会福祉資金貸付事務に関すること、身体障害者福祉部会に関すること、世帯更生資金及び医療費貸付資金事務に関すること |

※設立当初から仙台市社会課の職員が兼務で本会業務を担っていましたが、専任の職員が確保されてきたことに伴い、昭和 39 年 6 月 1 日をもって、兼務体制はなくなりました。

地域福祉の基盤強化

昭和40年代～

地域福祉の基盤強化（昭和40年代～）

福祉活動専門員の設置

昭和41年4月、「社会福祉協議会企画指導員、福祉活動指導員及び福祉活動専門員設置要綱」が施行され、全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）には**企画指導員**、都道府県及び指定都市社協には**福祉活動指導員**、市町村社協には**福祉活動専門員**がそれぞれ配置されることになりました。

このうち福祉活動専門員は、市町村の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、企画、連絡調整を行うとともに広報、指導その他の実践活動の推進に従事するもので、その要件として「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に理解と熱意を有し、社会的信望があり、かつ社会福祉に関する事業等に5年以上勤務した者」であることが示されていました。

福祉活動専門員は、国庫補助金を財源に、人口10万人あたり1名の配置が可能とされており、当時の仙台市の人口では5名の配置が可能でありましたが、本会では職員7名のうち要件を満たす1名を昭和41年9月1日付で福祉活動専門員に任命しました。

仙台市社会福祉大会の開催

昭和38年に法人設立3周年記念として仙台市と共催し第1回目の社会福祉大会を開催しました。それまで宮城県社会福祉大会は開催されていましたが、本大会は仙台市としての単独開催という記念すべき大会となりました。

大会は、以後毎年開催されるようになり、仙台市長や各福祉団体の代表者から社会福祉功労者への表彰、各福祉団体からの体験発表、大会決議の採択といった三部構成で行われてきましたが、平成以降は、表彰式典と記念講演の二部構成に形を変え、現在も引き続き開催されています。



昭和44年度仙台市社会福祉大会の様子
昭和45年1月1日発行「社協だより第3号」より

地区社会福祉協議会設立の動き

昭和 30 年代後半から、全国的に**住民主体**による地域福祉活動の推進の機運が高まり、本会においても、昭和 42 年に「地区社会福祉協議会（支部）設置のすすめ」を発行しました。

昭和 43 年度の事業計画では、重点施策に地区社協の設立を掲げ、役職員が各町内会の会議に出向いたり、町内会長や民生委員の協力を得て説明会を開催するなど、設立に向けた運動を積極的に展開した結果、年度末には 15 か所の地区社協が設立されました。



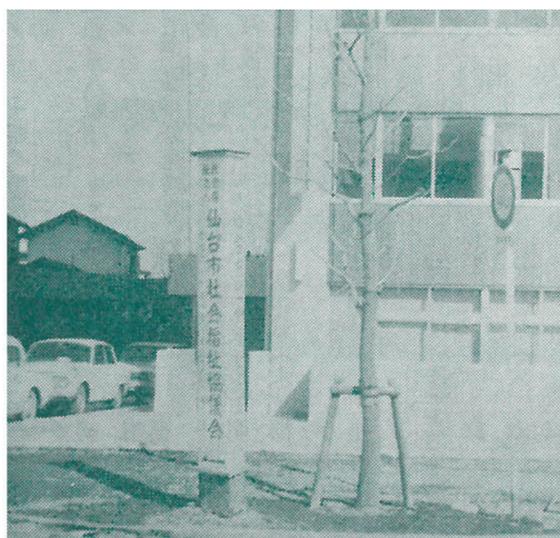
地区社協結成懇談会の風景
昭和44年3月20日発行「社協だより第3号」より

仙台市の急速な発展に伴う事業の拡大

法人設立当時から仙台市は著しい発展を遂げ、設立から約 9 年後の昭和 43 年には、既に人口も 50 万人を超えるに至ったことから、関係者間において、福祉活動に関する再検討が行われた結果、より積極的な活動をなすべきとの結論に達し、本会の事業の拡充が図られました。

それまで仙台市役所内にあった事務所は、7 月に仙台市の外記^{げき}丁庁舎（現在の錦町庁舎）3 階に移転し、9 月には基本財産を 25 万円から 30 万円に増額する等の定款変更を行いました。

昭和 40 年代に入ってから、「母子世帯結婚資金」や「入学準備金」等、新たな貸付事業を開始したほか、「家庭奉仕員派遣事業」（後にホームヘルプサービス事業に改称）や「市民福祉会館」（東部・荒町・北山の 3 か所）の管理運營業務、「愛の訪問員派遣事業」を受託するなど、着実に本会の事業は拡大していきました。



外記丁庁舎の外観
昭和44年3月20日発行「社協だより第3号」より

各種事業の拡大

各種事業の拡大

昭和 50 年代に入ってから、「身体障害者福祉資金」や「高額医療費」の貸付事業を開始したほか、市民福祉会館の管理運營業務についても、さらに 3 か所（西多賀・南小泉・六郷）受託し、計 6 か所となりました。

昭和 50 年度には、それまで本会には活動の足となる車両がなく、事業の効率的運営上その配置が強く望



公用車第1号「福祉号」
昭和51年1月1日発行「社協だより第16号」より

まれていたところ、その実情を賢察された仙台中央ライオンズクラブより初の車両「福祉号」(ライトバン)が寄贈され、10月27日に仙台市役所にて引き渡し式が行われました。

昭和52年度には、かねてから地域福祉関係者から要望のあった「仙台市福祉バス」の運行が始まりました。

この「福祉バス運行事業」は、社会福祉関係団体が行う研修や視察などの自主的活動を助長し、もって福祉の増進に寄与することを目的に、仙台市から本会が受託したもので、運行业務は株式会社帝産キャブ仙台に委託し、9月20日から運行を開始しました。

また、昭和56年4月には、青葉区大町に新たに開館した「戦災復興記念館」の3階に事務所を移転しました。

さらに、昭和58年からは、概ね80歳以上のひとり暮らし高齢者に乳酸菌飲料を配達し、安否の確認と孤独感の解消を目的とした「乳酸菌飲料支給事業」を開始するなど、事業の拡大を図りました。



事業開始当時の福祉バス
昭和53年1月1日発行「社協だより第20号」より

各種運動の推進とボランティア事業の実施

黄色いハンカチ運動の推進

昭和57年3月には、国際障害者年の事業として「黄色いハンカチ運動」が始まりました。この運動は、障害者が街に出かけて、どうしても手を借りたいときにその意志表示として黄色いハンカチを掲げて協力を求める合図に用い、周囲の人がそれに応じて手助けを行うものです。本会はこの運動の推進事務局として、推進協力団体(市内の各福祉関係団体や小・中・高等学校)と協力してのチラシ・ポスターの配布をはじめ、仙台駅前東宝ビルでの電光ニュースの放映、横断幕の掲示、市営バス全車両へのステッカー掲出などのキャンペーンのほか、3月6日には市中パレード(東二番丁小学校～青葉通り～東一番丁通り～仙台市役所)も行いました。



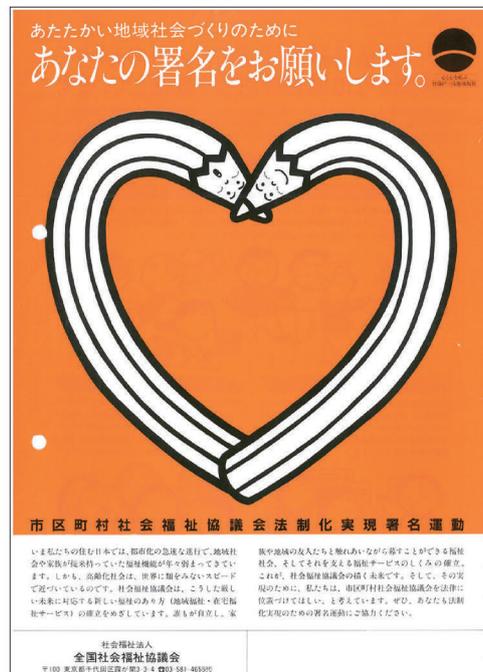
黄色いハンカチ運動 市中パレードの様子
昭和57年3月15日発行「市政だより仙台1241号」より

市区町村社会福祉協議会法制化実現の推進

市区町村社協の位置付けを社会福祉事業法（現在は社会福祉法）に規定することは、昭和39年から長年にわたり全国的な要望となっていました。実現されていませんでした。

社協制度創立30周年を迎えた昭和56年は、市区町村社協の法制化実現の機運が大きく盛り上がりました。当時、地域福祉・在宅福祉サービスを本格的に展開する動きが顕著になってきており、これらの事業を実施する中核的機関として市区町村社協を位置付けるため法制化を急ぐ必要があったことを受け、全国的な運動により国会への請願運動が行われました。

本会においても、昭和57年9月、市内の47地区社協を通じて署名運動を行ったところ、60,038筆の請願書が集まりました。請願書は、最終的に宮城県全体で204,600筆、全国では7,041,000筆となり、有志議員21名による起草委員会を経て、社会福祉事業法の改正案が議員立法として国会に上程され、昭和58年5月11日に成立、10月1日に施行されました。その後、政令指定都市の区社協は平成2年に法制化されました。



市区町村社協法制化実現署名運動のチラシ

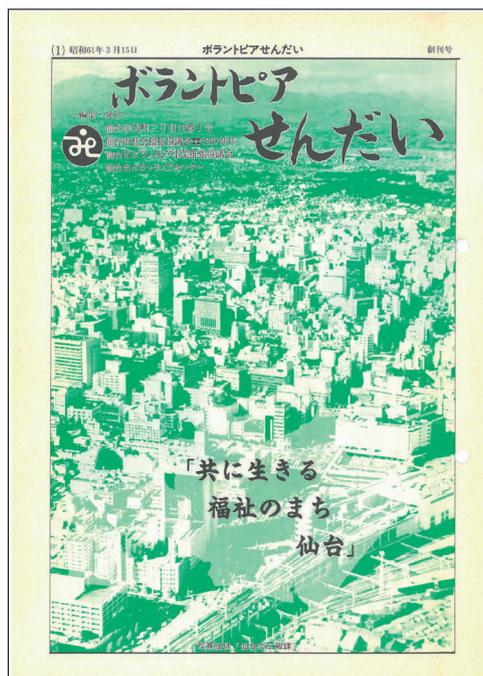
ボランティア事業の実施

昭和60年には、国においてボランティア活動を活性化するため、福祉ボランティア活動が地域において永続的かつ自主的に展開できるよう、その活動基盤と基盤整備を図り、総合的に地域福祉・在宅福祉活動を推進することを目標とする「福祉ボランティアのまちづくり事業」（通称「ボランティア事業」）が展開され、仙台市がその第1号の指定を受けて事業に取り組みました。

このボランティア事業の指定を受けたことを契機に、同年7月8日に「仙台市ボランティア連絡協議会」が結成され、ボランティア活動の核となる「ボランティアセンター」（以下「VC」という。）の立ち上げが、仙台市ボランティア連絡協議会として最初の取り組みとなりました。

仙台市ボランティア連絡協議会と本会との連携により、同年12月には、関係者43名による「ボランティア事業推進協議会」が組織され、12月27日に、戦災復興記念館の地下1階に市VCが開所しました。

市VCの初代所長には、仙台市ボランティア連絡協議会の但木卓郎会長が兼務で就任されました。



「ボランティアせんだい」創刊号表紙
昭和61年3月15日発行より

政令指定都市社協への移行

昭和 60 年代～平成初期

市町村合併・政令指定都市移行に伴う組織の拡大

社会福祉法人宮城町社会福祉協議会との合併

昭和 62 年 6 月、仙台市と宮城町の議会において両市町の合併議決が採択されたことを踏まえ、同年 8 月、本会と（社福）宮城町社協の合併について協議が始まりました。

9 月 8 日に開催された第 1 回合併懇談会においては、合併にあたっての組織形態のあり方等の意見交換がなされ、合併に関する基本方針案が作成されました。さらに、10 月 16 日の第 2 回合併懇談会において、基本方針案の協議と確認が行われ、両社協の理事会・評議員会を経て、11 月 26 日に仙台共済会館において合併協議会が開催され、合併契約書並びに覚書の調印が行われました。

その後、12 月 25 日に合併の認可申請を行い、昭和 63 年 1 月 19 日に合併が認可され、昭和 63 年 4 月 1 日、本会と旧宮城町社協は合併（吸収合併）し、同時に仙台市社協宮城支部が設置されました。この宮城支部の事務所は、翌平成元年 4 月に「宮城社会福祉センター」が開館するまでの間、引き続き宮城総合支所（旧宮城町役場）1 階に置かれました。

なお、旧宮城町社協の基本財産 10 万円は、合併契約書第 5 条「乙（宮城町社協）は、財産目録記載の財産その他一切の権利義務を存続社協（本会）に引き継ぐものとする。」の規定に基づき、本会の基本財産 30 万円に組み入れられ、本会の基本財産は 40 万円になりました。



宮城町社協との合併契約書取り交わしの様子
昭和63年2月1日発行「社協だより第33号」より

社会福祉法人泉市社会福祉協議会、秋保町社会福祉協議会との組織一体化

平成元年 4 月、前年 3 月に旧泉市が仙台市と合併し、仙台市が政令指定都市に移行したことに伴い、（社福）泉市社協は、本会と組織を一体化し、「（社福）仙台市泉区社会福祉協議会」（以下「泉区社協」という。）と名称を変更して、引き続き法人格を有する組織として存続することになりました。

泉区社協の事務所は、引き続き「泉中央老人福祉センター」内に置きましたが、平成 4 年 4 月、「泉社会福祉センター」の開館に伴い同センター内に移転しました。

また、同じく仙台市と秋保町との合併に伴い、平成元年 4 月には秋保町社協との組織統合についても検討が行われました。

秋保町社協は、これまで民生委員のみで構成され、



当時の石井仙台市長(写真右)と鈴木泉市長(写真左)の立会いによる協定書調印の様子

住民の会員制度はありませんでしたが、両社協の協議の結果、秋保地域でも仙台市と同様の福祉活動を展開するため、新たに秋保地区社協を結成し、地域内の各種団体の参加と住民の会員加入を図り、地域福祉活動に取り組むことになりました。

また、平成元年4月からの区制導入に伴い、本会と各区に事務所を置くこととし、宮城野・若林・太白の区事務所はそれぞれの区役所内に、青葉区事務所は「福祉プラザ」内の本部事務局内に設置しました。各区事務所には職員を2名ずつ配置し、初年度は区内の「地区社協連絡会」を2回開催するほか、各地区社協との情報交換等を行うとともに、福祉行政との連携を図りました。



出典：仙台市史編さん委員会「仙台市史通史編9 現代2」平成25年

各区社会福祉協議会の設立

平成2年には、政令指定都市の区社協が法制化されたことを踏まえ、法人格を有する区社協がある泉区以外の区においても区社協の設置の機運が高まり、平成3年10月4日、「仙台市区社会福祉協議会設立発起人会」が開催されました。11月には、各区において区社協設立準備委員会が開催され、組織体制・事業計画・予算・役員等の検討が進められ、平成3年12月上旬、青葉区・宮城野区・若林区・太白区の4区にも区社協が設立され、泉区社協を加え市内全区に区社協が設置されました。



各区社協設立の記事
平成4年2月15日発行「社協だより第41号」より

組織の拡大と小地域福祉ネットワーク活動の推進

受託事業の拡大

昭和62年度からは、市内3か所の「老人福祉センター」（亀岡・大野田・小鶴）の管理運営業務を本会が受託し、同時に「老人福祉電話貸与事業」を開始しました。

翌63年4月には、仙台市では初の「デイサービスセンター」を併設した「台原老人福祉センター」の管理運営業務の受託に伴い、本会としては介護施設の運営に初参入することになりました。

また、平成元年度には、旧宮城町地区（青葉区下愛子）に開館した宮城社会福祉センターの管理運

営業を受託したほか、泉市社協との組織一体化に伴い、これまで旧泉市社協が実施してきた泉中央老人福祉センターと「泉ふれあいの家」の管理運營業務、「入浴車派遣事業」及び「福祉バス運行事業」も本会が実施することになりました。

平成4年4月からは、泉区に開設した泉社会福祉センターと「泉身体障害者福祉センター」（後に泉障害者福祉センターに改称）をはじめ、「訪問入浴事業」や「泉ひまわりの家」の管理運營業務も受託しました。

さらに、平成6年4月からは、「高砂老人福祉センター」「高砂デイサービスセンター」の管理運營業務の受託も始まり、年々受託事業が拡大しました。

福祉プラザへの事務局移転と各区ボランティアセンターの設置

平成6年には、青葉区五橋の旧仙台赤十字病院跡地に建設中であった福祉プラザが完成し、9月の開館と同時に、本会の事務局は6階に、市VCは7階に入居しました。

平成8年度には、各区にもVCを設置することになり、5月には若林区・太白区・泉区、7月には宮城野区、そして9月には青葉区VCが開所しました。

この区VCの設置を機に、青葉区・宮城野区・太白区の各事務所は、民間賃貸オフィスに移転しました。



区VC開所の記事
平成8年8月1日発行「社協だより第52号」より

小地域福祉ネットワーク活動の推進

平成8年度には、地域ごとに見守りなどの支援が必要な住民を支えていくためのネットワークを構築する「小地域福祉ネットワーク活動」を推進する事業を開始しました。当初は、「推進モデル地区」(10地区)、「推進強化地区」(1地区)を指定し、それぞれの地域性を生かしながら当該事業の先駆的な推進を図り、各指定地区の活動実績を踏まえながら指定地区の拡大を図り、その活動を順次全市に波及させていくことにしました。

以降継続して推進モデル地区や推進強化地区を指定するとともに、平成11年度から13年度までの間、指定以外の地区の組織体制を強化するための「基盤整備事業」にも併せて取り組み、各区の事務所に配置した「地域福祉活動相談員」が活動内容についての相談・助言を行いました。



推進モデル地区・推進強化地区紹介の記事
平成8年8月1日発行「社協だより第52号」より

その結果、平成 14 年度までには 88 地区社協のうち 86 地区社協において実施されることになり、本会はその活動に対して助成を行いました。

現在、小地域福祉ネットワーク活動は、地区社協の中心的事業となっており、104 地区全ての地区社協で実施されています。

新たな制度への対応

平成 10 年代～

社会福祉基礎構造改革による 新たな社会福祉制度への対応

地域福祉権利擁護事業（まもりーぶ）開始

平成 12 年度は、介護保険制度の導入や社会福祉法の改正など、いわゆる社会福祉基礎構造改革により、社会福祉の制度は大きな転換期となりました。

行政が利用者へのサービスを決定する「措置」から利用者がサービスを選択する「契約」への制度転換を踏まえ、認知症や障害により判断能力が十分でない方への福祉サービス利用を支援するため、平成 11 年 10 月から「地域福祉権利擁護事業」（現在は「日常生活自立支援事業」）が始まりました。この事業は、全国あまねく実施する必要があることから、都道府県社協が事業実施主体となり、本会も宮城県社協からの委託を受けて事業を実施するため、福祉プラザの事務局内に仙台市権利擁護相談センター（愛称：まもりーぶ仙台）を開設しました。

介護保険サービスの開始

平成 12 年 4 月の介護保険制度の導入により、これまで措置制度で行われてきた老人デイサービス事業が、介護保険サービスの通所介護事業として実施されることになり、本会が受託している 3 か所のデイサービスセンター（台原・高砂・郡山）も介護保険サービス事業者の指定を受け、サービスの提供を開始しました。

併せて、要介護・要支援認定を受けた方の居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成する居宅介護支援事業所として新たに 4 か所（五橋・台原・高砂・郡山）の「ケアプランセンター」を立ち上げるとともに、仙台市が概ね中学校区に 1 か所設置することにした「在宅介護支援センター」のうち 4 か所を受託し、前述のケアプランセンターと併設する形で事業を開始しました。

支援費制度への対応と障害者相談支援への取り組み

平成 15 年 4 月、社会福祉基礎構造改革の一環である児童福祉、障害者福祉分野での利用者の選択（契約）によるサービスの提供を保障する「支援費制度」が施行され、平成 18 年 4 月には障害者自立支援法が施行され、本会が受託している施設では泉障害者福祉センターが適用となり、平成 23 年には泉ひまわりの家、平成 24 年には泉ふれあいの家と順次移行しました。

本会では、支援費制度導入に対応して、利用者・家族への制度の周知を図るため、サービス利用契約、重要事項説明書の説明会の開催、サービスの質の向上、職員の資質向上の研修の充実、リスクマネジメントの推進、苦情解決体制整備や事業の効率化に努めました。

コラム

《創立 50 周年記念事業》

平成 13 年には、本会の創立 50 周年記念事業として、6 月 29 日にホテルメトロポリタン仙台で 280 名の参加を得て、記念式典と祝賀会を開催しました。

記念講演として、東北福祉大学の小松洋吉教授から「地域福祉の担い手社会福祉協議会への期待」と題してのご講演をいただき、式典ではこれまで功労のあった 10 名、20 団体に感謝状が贈呈されました。



小松洋吉教授による記念講演

「地域福祉の推進」に向けて

「地域福祉」の位置付け

平成 12 年の社会福祉法改正では、「地域福祉」という用語が初めて法律上用いられることになり、第 4 条に「地域福祉の推進」として、理念規定を設け、地域福祉の推進は、誰が、何のために行うべきものかを法律上明らかにするとともに、社協は「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定されました（第 109 条、第 110 条）。

地域福祉活動計画の策定

平成 14 年 1 月に、本会の委員会組織としての「地域福祉委員会」及び附属の「作業委員会」を設置し、平成 15 年 3 月に平成 15 年度から 17 年度までの市社協、区・支部社協が事業に取り組むにあたっての 4 つの基本理念、8 つの基本目標や事業体系を取りまとめ、「地域福祉活動計画」（第一次）として策定しました。

「地域福祉活動計画」の初年度（平成 15 年度）には、各関係福祉団体との連携・協働のもと、各事業の着実な実行と推進を図るとともに、「地域福祉推進会議」の設置や「地域福祉セミナー」の開催を通じて活動計画推進の体制整備に取り組みました。



第1回地域福祉セミナーの様子
平成16年4月1日発行「社協だより第64号」より

経営計画（中間取りまとめ）の策定

「地域福祉委員会」を設置した平成 14 年 1 月には、本会の経営計画を策定するために同じく「企画財政委員会」及びその「作業委員会」を設置し、自主財源の減少、仙台市での補助金の見直し、介護報酬の減額改定、支援費制度の施行等、本会を取り巻く経営環境の厳しさを踏まえた諸課題について協議を行い、平成 15 年 3 月に当面の「経営計画（中間とりまとめ）」を策定しました。

指定管理者制度への対応

平成 15 年の地方自治法の改正によって、これまで公共的団体への委託事業であった公の施設の管理運営業務に指定管理者制度が導入され、平成 17 年度から指定管理者に指定された団体による管理運営が進められることになりました。

平成 16 年当時、本会は老人福祉センター 7 か所、デイサービスセンター 3 か所、社会福祉センター 2 か所、障害者施設 3 か所の計 15 か所の施設を受託していました。平成 17 年度からは、このうちデイサービスセンターを併設しない 4 か所の老人福祉センター（亀岡・大野田・小鶴・泉中央）の指定管理者の公募が行われ、本会は 4 か所全てに応募しましたが、大野田以外の 3 施設は選定されず、この結果指定管理施設は、非公募の 11 施設と合わせて 12 施設となりました。

その後、平成 19 年度には、新たに福祉プラザが加わり、本会が指定管理者となっている施設は現在の 13 施設となりました。

新たな市民ニーズへの対応

全国的にホームレスの存在が社会問題化していく中、仙台市においてもその増加が顕著となってきました。

本会は、平成 16 年度に、「ホームレス巡回相談事業」を開始し、路上生活者に直接声がけを行うなどにより、個別に相談を受け、問題の把握と解決に取り組みました。また、平成 17 年 3 月 25 日に榴岡公園内に開所した「路上生活者等支援センター」の運営を受託し、緊急対応としての一時的な宿泊場所や食事の提供を行いながら、本人の意欲喚起と就労支援等の自立促進を行いました。

開始当初のホームレス巡回相談では、延べ 299 名から相談を受け、路上生活者等支援センターでは、平成 21 年度の閉所までに累計で 594 名の路上生活者を受け入れました。

平成 19 年 6 月には、成年後見制度活用における困難事例への専門職による相談対応や地域包括支援センター等での相談に対する支援などを行うため、福祉プラザの 7 階に「仙台市成年後見総合センター」を開設しました。

また、市民後見人を養成する団体や社協が全国的に増加してきている中で、平成 20 年度には本会が事務局を担っている「仙台市成年後見サポート推進協議会」内に「市民後見人調査研究部会」を設置しました。その後先進地視察などを経て、平成 21 年 8 月から「第 1 期市民後見人養成講座」を開始し、修了した 22 名が市民後見人候補者として名簿登録されました。

また、母子家庭の自立支援策としての就業支援や生活相談を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」についても運営を受託することとし、平成 20 年 6 月に福祉プラザ 7 階に同センターを開設しました。

同センターの運営にあたっては、同じ事務室内に事務所を置いていた「仙台市母子寡婦福祉連合会」の協力を得ながら、相談や就労支援講習会、養育費セミナーなどに取り組みました。

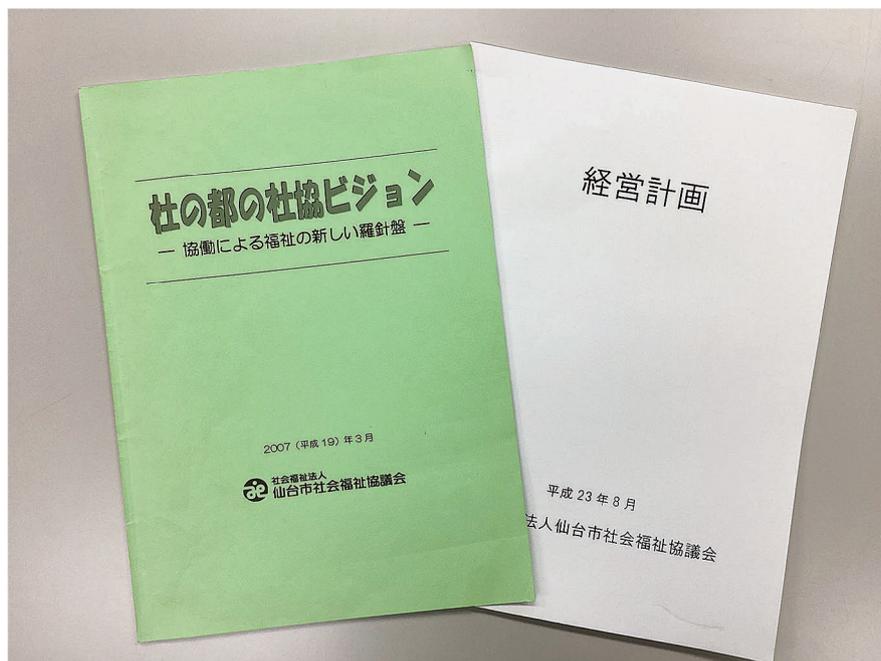
「杜の都の社協ビジョン」と経営計画の策定

社会福祉基礎構造改革や行財政改革が進行する状況下で、本会の組織・事業・財源のあり方を見直すため、職員によるワーキンググループを中心に、理事、評議員並びに区社協・地区社協会長との意見交換も行いながら、本会の将来像の提示、組織運営や地域課題の解決の羅針盤となる「杜の都の社協ビジョン」を平成 19 年 3 月に策定しました。

平成 19 年度にはこの「杜の都の社協ビジョン」に基づき、社協の事業のあり方、財政基盤整備、効率的事業の運営、人材育成等を中心とした「経営計画」の策定に着手し、職員のプロジェクトチームによる検討を進めました。

その後、平成 21 年 2 月には専門的な視点からの意見をいただくため、学識経験者や福祉団体、地区社協、NPO 等の代表者をメンバーとする企画財政委員会を設置し、平成 22 年 10 月までに計 10 回にわたる審議を行いました。

最終案を協議する同委員会は平成 23 年 3 月 22 日に開催予定でしたが、直前に東日本大震災が発生したため同年 7 月 15 日開催の同委員会で決定し、8 月 30 日に佐藤直敏委員長、小松洋吉副委員長から答申を得て、「経営計画」を策定しました。



「杜の都の社協ビジョン」と「経営計画」

震災への対応と復興に向けた支援

平成 23 年～

東日本大震災への対応（平成 23 年～）

災害ボランティアセンターの運営

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分、三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0（最大震度 7）という未曾有の東北地方太平洋沖地震が発生しました。（震災に関する詳細は、特集として 145 ページ以降に記載しています）。

本会では、仙台市からの要請を受けて発災から 4 日後の 3 月 15 日、福祉プラザ 4 階に市災害 VC を設置したのを皮切りに、順次、宮城野体育館、若林区中央市民センター別棟、仙台市体育館（太白区）、青葉体育館（青葉区）、七北田公園体育館（泉区）と各区に区災害 VC も設置し、被災者支援に取り組みました。

その後、被災地の状況やニーズの変化等に対応するため、4 月 27 日からは、宮城野区体育館に北部津波災害 VC、若林区伊在の空き地を利用した南部津波災害 VC の 2 か所体制に切り替え、最終的には 6 月 1 日に両センターを宮城野体育館に集約した形で仙台市津波災害 VC を開所し、8 月 10 日の閉所まで約 5 か月間にわたり継続した支援に取り組みました。



災害VCの受付の様子
平成24年11月22日発行「東日本大震災活動報告書」より

福祉避難所の開設

仙台市から平成 20 年度に福祉避難所として指定を受けていた施設のうち、本会が指定管理者である台原・高砂・郡山の各老人福祉センター及び泉障害者福祉センターの 4 施設は仙台市からの要請に基づき福祉避難所を開設し、支援の必要な高齢者や障害者の収容避難所として 24 時間体制で運営しました。

4 か所の福祉避難所では、合わせて延べ 74 名を受け入れ、その後、利用者の減少に伴い徐々に縮小・集約し、6 月末の高砂老人福祉センターの閉所をもって終了しました。



福祉避難所の様子
平成24年11月22日発行「東日本大震災活動報告書」より

緊急小口資金の貸付

東日本大震災の被害の甚大さを考慮し、宮城県、岩手県及び福島県において、生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付が実施されました。貸付の対象者は低所得世帯に限定せず広く被災世帯とし、また、貸付額も原則 10 万円以内のところ世帯員の中に死亡者がいる場合等特別な場合は 20 万円以内とするなど、通常の貸付に比べ要件が大幅に緩和されました。

本会では、3 月 27 日から 4 月 28 日までの間、申請手続の受付業務を行い、23,651 件の申請を宮城県社協に送付し、30 億円以上の貸付が行われました。

復興に向けた支援 (平成 23 年～)

安心の福祉のまちづくり基本方針の策定

東日本大震災では、被災を通してあらためて人と人がつながり、支え合うことの大切さや地域社会における「共助」「絆」などといったことが強く意識されました。本会では、震災で破壊された地域コミュニティ再生に向けて「安心の福祉のまちづくり基本方針」を策定し、平成 23 年 5 月の理事会・評議員会において承認されました。同年 8 月には、この基本方針に基き具体の被災者支援及び地域社会の復興支援を進めるにあたって、地域関係者からの意見をいただく場として「安心の福祉のまちづくり懇談会」も設置しました。

地域支えあいセンター事業

平成 23 年 8 月に仙台市が行った、借上げ民間賃貸住宅（みなし仮設住宅）に入居した約 1,800 世帯への訪問調査の結果、多くの世帯が被災者支援に関する情報が入手できないことに対する不満や、プレハブ仮設住宅入居世帯との支援格差に対する対応を求めていることが明らかになりました。

その結果を踏まえ、8 月末にみなし仮設住宅入居世帯に対する支援制度の情報提供や見守り等の事業を担う主体として、地域福祉の推進に実績がある本会に打診があり、また、前述の安心の福祉のまちづくり懇談会においても被災者支援における本会の役割について議論がなされていたことから、本会としてみなし仮設住宅の支援に取り組む意思決定を行い、9 月 5 日には仙台市の復興本部から正式な要請を受けました。

同年 12 月には、仙台市と連携を図りながら、市内の応急仮設住宅に入居している約 12,000 世帯のうち、約 8 割を占めるみなし仮設住宅の入居世帯を対象として、生活支援に取り組む「地域支えあいセンター事業」を開始しました。初年度の平成 23 年度は、市内 21 か所の市民センターでの巡回相談を延べ 200 回開催するとともに、市民センター等に情報コーナーを設置したり、被災者の孤立感の解消や地域とのつながりづくりを進めたりすることを目的とした交流イベントやサロン活動を 37 回開催し、延べ 400 名の参加をいただきました。

復興支援“EGAO（笑顔）せんだい”サポートステーションの開設

平成 23 年 8 月の災害 VC 閉所後の震災復興支援に関するボランティアの専用総合窓口として、同月市 VC 内に「復興支援“EGAO（笑顔）せんだい”サポートステーション」を開設しました。同ステーションでは、ボランティア派遣や各種相談、被災者向けの電子メールによる物資・支援情報の提供事業などを平成 30 年度まで取り組みました。



復興支援“EGAO（笑顔）せんだい”
サポートステーションの事務所
平成24年11月22日発行「東日本大震災活動報告書」より

コミュニティソーシャルワーカーの配置

仙台市の「第2期仙台市地域保健福祉計画」及び本会の「第3次地域福祉活動計画」の合同策定委員会において、地域福祉を推進するためには、コーディネーター役として「コミュニティソーシャルワーカー」（以下「CSW」という。）の存在が重要であるとの意見を多くいただいたことや、復興期における地域での支え合い体制づくりの充実が急務となっていること等から、平成 25 年度から新たな重点的取り組みとして「CSW配置事業」を実施し、区・支部事務所にCSWを配置し、以後順次その増強を図っています。

法人の一体化

平成 26 年～

泉区社協との合併及び各区・支部社協との組織一体化

社会福祉法人新会計基準への移行

社会福祉法人を取り巻く社会経済状況の変化を受け、国は法人に対し一層効率的な運営を図り、経営状況を正確に反映させた財務状況を表す「社会福祉法人新会計基準」(以下「新会計基準」という。)の導入を要請しました。本会ではこれを受け、平成 27 年度予算から新会計基準に移行することとし、平成 26 年度はその準備として、新たな会計システムの導入、区・支部社協を含めた会計事務の見直し及び経理規程等の改正作業を進めました。

組織再編に向けた取り組み

本会の経営は、補助金や会費、寄附金等の逡減傾向が続き、今後も厳しい財政環境が予想される中にあっても、地域福祉の推進に関わる事業を安定的に推進する必要があることや、新会計基準のもとでは法人全体の財務状況を表す必要があること等を考慮し、新会計基準移行に合わせて仙台市社協と各区・支部社協の組織再編に向けた取り組みを進めることにしました。

平成 26 年 7 月 10 日には、法人格を有する泉区社協との法人合併(吸収合併)を進めるため、仙台市・仙台市泉区社会福祉協議会合併協議会を立ち上げ、合併協議会を 3 回、合併協議会幹事会を 5 回開催し、合併にあたってのさまざまな課題について協議を重ねました。

また、時期を同じくして、泉区を除く他の区・支部社協との組織一体化に関する協議も行い、これらの協議の結果を踏まえ、同年 11 月 4 日の「組織一体化に関する覚書並びに合併契約書調印式」において、仙台市社協と泉区社協の合併契約及び泉区を除く各区・支部社協と仙台市社協の組織一体化に関する覚書それぞれ調印の運びとなりました。

調印式には、仙台市社協及び各区・支部社協の会長をはじめ、副会長や役員が出席し、組織基盤の強化、仙台市全域における市民福祉の向上に向けた取り組みをより一層安定的に推進することを確認し合いました。

合併や組織一体化により、平成 26 年度末をもって各区・支部社協は解散しましたが、これまでの各区・支部社協における独自の活動を尊重し、各区・支部内の事務事業等についての協議を行う委員会組織として、それぞれの区・支部に新たに「区(支部)社会福祉協議会」を設置しました。



市・区・支部社協の会長、副会長、役員

■ 広報紙・ホームページの一本化

社協組織の再編に伴い、広報活動の面では、これまで区・支部ごとに発行してきた「社協だより」等の広報紙を全市版の広報紙「社協だよりせんだい」として一本化しました。新たな広報紙は、概ね市内の全戸配布を想定して、約37万部を年2回発行しました。

この広報紙では、本会の事業計画や財務報告、福祉関連の動向、また、全市的に展開している事業などを紹介するページに加えて、当該区・支部の独自のページも設け、地域に密着した福祉情報を掲載する構成としました。令和元年度からは、発行回数を年3回（4月、8月、12月）に増やしました。併せて、区・支部社協のホームページについても、本会ホームページに一本化しました。



「社協だよりせんだい」創刊号
平成28年7月1日発行

■ 社会福祉法改正に伴う法人のガバナンス強化

平成28年3月に成立した改正社会福祉法では、社会福祉法人にはガバナンスの強化、事業運営の透明性の確保、財務規律の強化を図るとともに、地域の課題やニーズを踏まえた地域における公益的な取組を推進することが求められることになりました。

ガバナンスの強化に関しては、評議員会・理事会の権限等を明確化するとともに、評議員及び役員の数や選任区分の見直しを行い、定款及び諸規程の改正を行いました。

本会では、法人設立当初から評議員会を設置していましたが、今回の改正では、その位置付けが大きく変更し、議決機関としての評議員会が必置となりました。また、評議員の選任にあたっては、法人関係者でない中立的な立場にある外部の者も含む「評議員選任・解任委員会」の設置が義務付けられました。これを受けて、平成28年11月の理事会において委員会運営規則の制定と委員5名の選任を行いました。

評議員選任・解任委員会は、翌29年2月に第1回目が開催され、同年4月1日から任期が始まる新しい評議員30名を選任しました。

地域共生社会の実現に向けて

平成 28 年～令和

地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域包括ケアシステム構築への取り組み

「地域包括ケアシステム」の構築は、地域福祉の推進を目的とする本会にとって、これに積極的に関わり、かつ体的な役割を果たしていく意義は言うまでもありません。

市内の地域包括支援センター 49 か所の約半数にあたる 25 か所に「機能強化専任職員」(第 2 層の生活支援コーディネーター)が配置された平成 27 年度には、「仙台市地域包括支援センター連絡協議会」との共催で「生活支援コーディネーター研修会」を 5 回にわたり開催し、機能強化専任職員と本会の C S W との顔の見える関係の構築に努め、地域情報の共有など連携を深めました。なお、この研修会は、市内の全ての地域包括支援センターに機能強化専任職員が配置された以降も継続して開催しました。

また、平成 28 年 11 月からは、仙台市からの受託事業として「住民主体による訪問・通所型生活支援モデル事業」に取り組む 23 の実施団体に対する支援や研修会の開催などのほか、新たに取り組む団体の立ち上げへの支援も行いました。

これらの取り組みを通じて、「地域包括ケアシステム」の重要な役割を担う「第 1 層の生活支援コーディネーター」を各区単位に配置する必要性を関係者間で共有することができ、仙台市地域包括支援センター連絡協議会等から仙台市への提言へとつながり、令和 2 年度からは本会が「第 1 層生活支援コーディネーター」の機能を受託することになりました。

多機関協働による包括的支援体制構築事業

地域共生社会の実現に向けて相談支援体制の構築を図るため、平成 30 年 10 月から、太白区エリアをモデルとして「多機関協働による包括的支援体制構築事業」を展開しました。アウトリーチの手法により複合的な課題を抱える世帯への対応や、地域での困りごとに直面している民生委員児童委員や関係機関などからの相談に応じるとともに、地域包括支援センター等の専門相談機関とも相互に連携して課題解決に取り組む仕組みづくりに努めました。

このモデル事業を踏まえて、各区・支部事務所の総合相談機能をさらに充実させるため「相談支援包括化推進員」の配置など体制強化について仙台市と協議し、令和 2 年度からは全ての区・支部事務所に「相談支援包括化推進員」の機能を有する C S W の配置が実現しました。



CSWのリーフレット

生活困窮者への自立に向けた支援

生活困窮者への支援は、今日極めて重要な課題となっています。

本会は、これまでの実績や他団体の取り組み状況等を考慮し、「生活困窮者自立支援事業」への参入は見送ったが、仙台市における生活困窮者自立支援事業の実施団体である一般社団法人パーソナルサポートセンターと連携し、情報共有を図りながら現状把握に努めてきました。平成29年度には、一般社団法人パーソナルサポートセンターと覚書を取り交わし、潜在化している生活困窮者の早期発見や支援につなげるため、両者が共同して民生委員児童委員協議会（以下「民児協」という。）など関係団体に対し制度理解の促進や制度活用につながる周知に取り組みました。その後も毎年度覚書を取り交わし、「生活困窮者自立支援ネットワーク会議」の開催など、連携・協働して事業に取り組み、令和2年度からは、一般財団法人パーソナルサポートセンターに職員1名を派遣し、生活困窮者やその支援に関する実態把握に努めており、今後も仙台市や関係機関との関係強化を図っていきます。

また、平成28年度からは、生活協同組合連合会コープ東北サンネット事業連合と基本協定を締結し、生活困窮者及び被災者に対する食糧支援（フードバンク事業）を全市的に展開しています。

新型コロナウイルス感染症の影響による新たな課題への対応

令和2年初頭から世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動が大きく停滞しました。感染拡大の影響により、収入が減少した方や失業した方を対象として、都道府県社協を実施主体とした生活福祉資金の「緊急小口資金」と「総合支援資金」の「特例貸付」の実施が決まり、本会も令和2年3月25日から申請受付を開始しました。

福祉プラザ内の事務局や臨時受付窓口には、外国人留学生を含め、多くの申請者が殺到しました。当初申請期間は、令和2年7月までとされていましたが、その後10回にわたり延長され、最終的には令和4年9月までとなり、この間の申請件数は2資金合わせ31,900余件となりました。

令和2年4月には、国の緊急事態宣言を受け、仙台市においても本会が管理運営を受託している福祉プラザや老人福祉センター、社会福祉センター等をはじめ多くの市民利用施設が5月31日まで臨時休館措置が採られました。

7月末には台原デイサービスセンターで、新型コロナウイルスの集団感染（クラスター）が発生しました。施設でのクラスターの発生はまだ事例も少なく、また、仙台市が設置する施設での発生ということで、市役所内で記者会見を行い、経過等を説明しました。



緊急小口資金特例貸付の記事
令和2年12月1日発行「社協だよりせんだい第10号」より

台原デイサービスセンターは 21 日間臨時休業し、施設内の消毒作業と保健所や感染症の専門医で構成される仙台市の感染症制御地域支援チームによる感染防止対策の指導を受けた後、営業を再開しました。

台原デイサービスセンターでの事例を踏まえ、本会では法人全体で感染防止対策等を共有し、各施設において感染防止に取り組みましたが、新型コロナウイルス感染症は、その後も繰り返し猛威を奮うことになり、とりわけ翌 3 年 1 月には、泉ひまわりの家においてもクラスターが発生するなど、新規感染者や濃厚接触者を全く出さない状態での施設管理には苦戦が続きました。



感染防止対策として食堂に設置したアクリル板
(台原デイサービスセンター)